

処方箋の

「一般名処方」について



当院の処方箋は「銘柄名処方」から「一般名処方」になりました。
処方箋の記載方法は変わりますが、調剤薬局で今までと同じ薬を受け取ることができます。

「一般名処方」とは？

- ① 処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。
- ② 厚生労働省が示している記載方法に準じて
【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」 で記載されます。

処方せん	
氏名	
年齢	
性別	
科	
診察日	
処方日	
処方時間	
処方薬剤	〇〇〇錠 10mg 1錠
用法	分1 就寝前 7日分

処方せん	
氏名	
年齢	
性別	
科	
診察日	
処方日	
処方時間	
処方薬剤	【般】△△△錠 10mg 1錠
用法	分1 就寝前 7日分

「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分が同一である医薬品が複数であれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は先発品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費の節減につながります。